

令和6年6月18日大雨災害/台風10号



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

何でも無料電話相談

被災された皆様からのお電話を心よりお待ちしております

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

被災した人の
所得税・住民税の
減免制度って？

修理や建替に
使える
特別な融資？

電話受付

054-204-1999

受付時間 平日10:00～16:00
(12:00～13:00除く)



電話受付後、担当の弁護士が、折り返しのお電話をして、相談に応じます。

ホームページにも様々な支援情報を随時掲載しています

静岡県弁護士会

検索 

